

交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和2年3月

交 野 市

目 次

第 1 章	計画策定の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	計画の期間及び範囲	3
第 2 章	ごみ処理の現状及び課題	4
第 1 節	ごみ処理の現況	4
第 2 節	ごみ処理行政の動向	16
第 3 節	ごみ処理の評価及び課題	19
第 3 章	減量化目標と取り組み施策	24
第 1 節	将来予測と減量化目標	24
第 2 節	基本理念と取り組み方針	28
第 3 節	減量化目標達成に向けた取り組み	31
第 4 節	ごみの適正処理計画	38
第 5 節	計画の推進	42

資 料 編

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

戦後の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、廃棄物の増大は最終処分場の逼迫、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄など、多くのごみに関する社会問題の顕在化を招くことになりました。その結果、天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題への関心が集まり、このような社会構造の見直しと、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められるようになりました。

こうした中、国ではまず「環境基本法」を制定し、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした法体系の整備を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や「資源の有効な利用の促進に関する法律」を改正し、個別のリサイクル法を制定することで循環型社会形成の基礎を固め、現在では「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）を定期的に更新し、国の減量化目標や基本方針等を示しています。

市町村においては、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定することとされており、交野市（以下「本市」という。）でも、平成20年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、4R（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進に取り組んできました。

また、本市と四條畷市で構成する四條畷市交野市清掃施設組合が運営しているごみ処理施設が老朽化していたことから、本市の私市地区に熱回収施設・リサイクル施設を備えた新しい処理施設を建設しました。この施設の運転開始に伴い、平成29年10月からこれまで本市で処理していた粗大ごみや資源ごみの処理を移管するとともに、ごみの排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化を開始しました。本計画はこのような状況の変化や、さらなる4Rの推進、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、策定を行うものです。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置付け及び諸計画との関係

本計画は、廃棄物処理法に基づき、循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠して策定するものであり、国や大阪府が定める指針、基本方針・各種関係計画等に配慮するとともに、本市の上位計画である「第四次交野市総合計画」や「交野市環境基本計画」などと整合を図り、ごみ処理に関する基本的な事項を具体化させるための方向性を示すものになります。

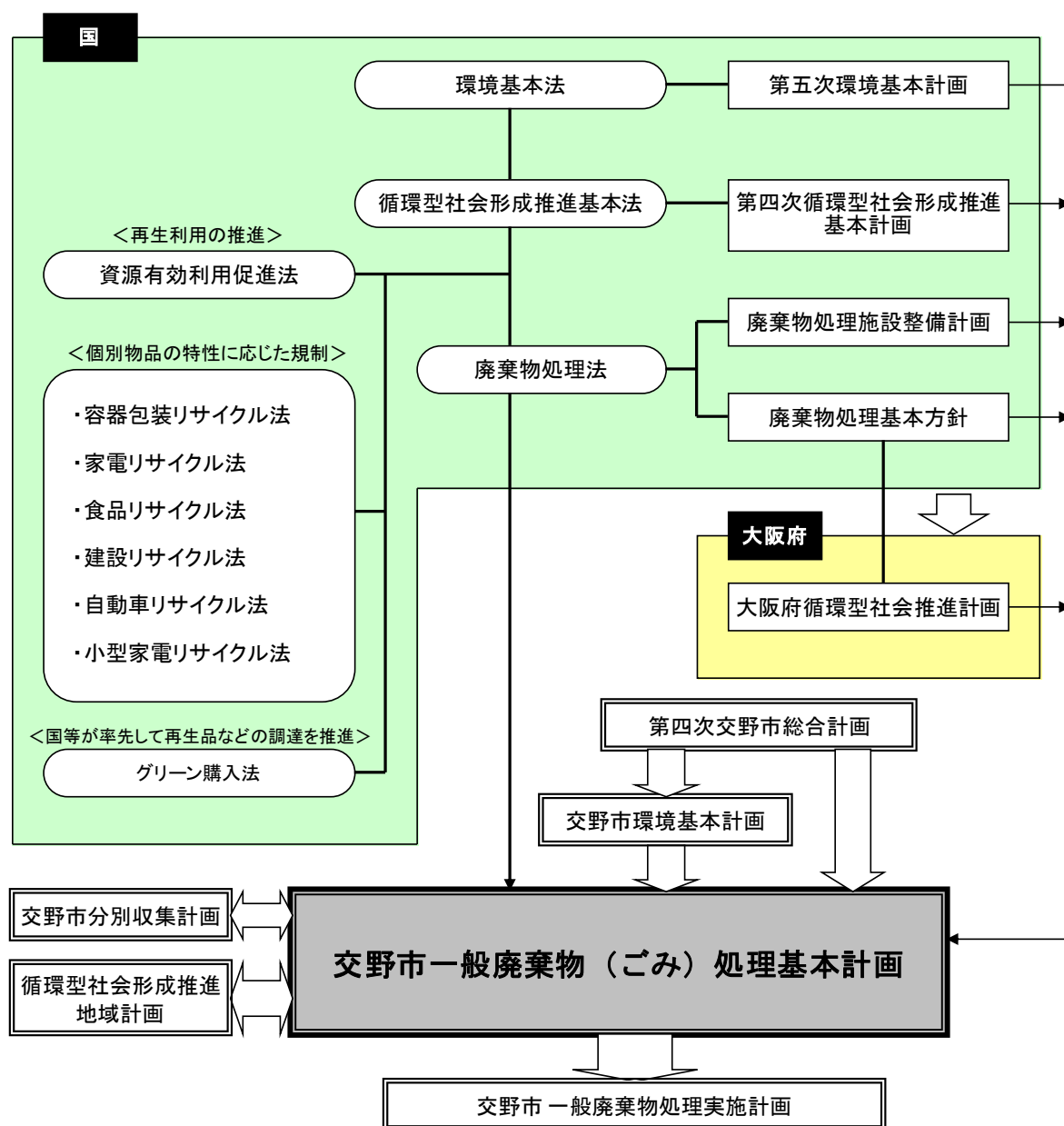


図1 本計画の位置付け

第3節 計画の期間及び範囲

1 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年後の令和6年度を中間目標年度とします。

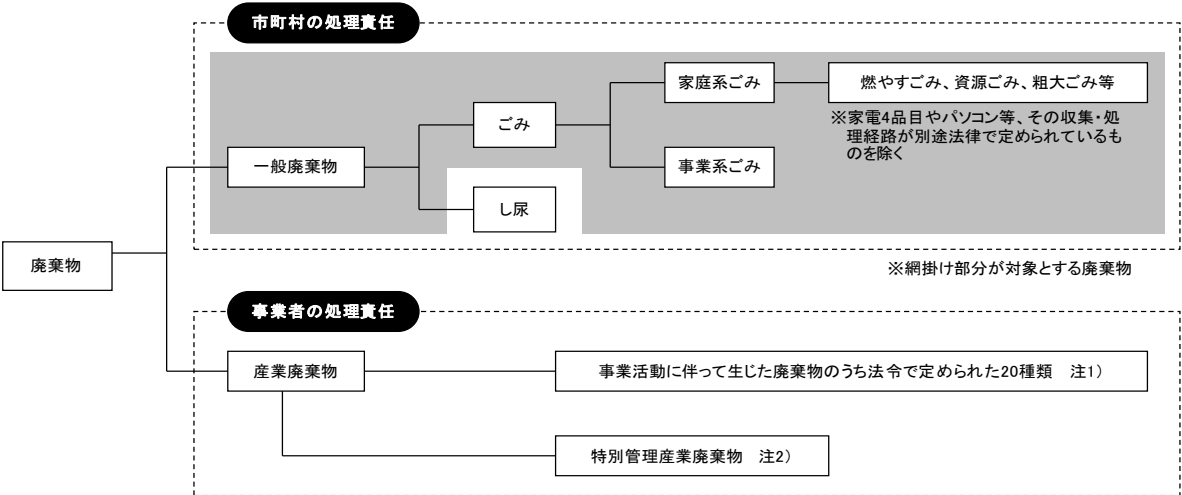
なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行うものとします。

表1 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和2年度～令和11年度)									
				中間目標年度					計画目標年度
				※見直し					

2 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市行政区域全域とし、対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ）とします。



注1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

注2) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

資料: 環境省資料に一部加筆

図2 計画の対象廃棄物

第2章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体系（ごみ処理フロー）

現状のごみ処理フローは図 3 の流れで、中間処理（焼却、破碎、選別など）を行い、最終的に資源化や最終処分場への埋立処分を行っています。

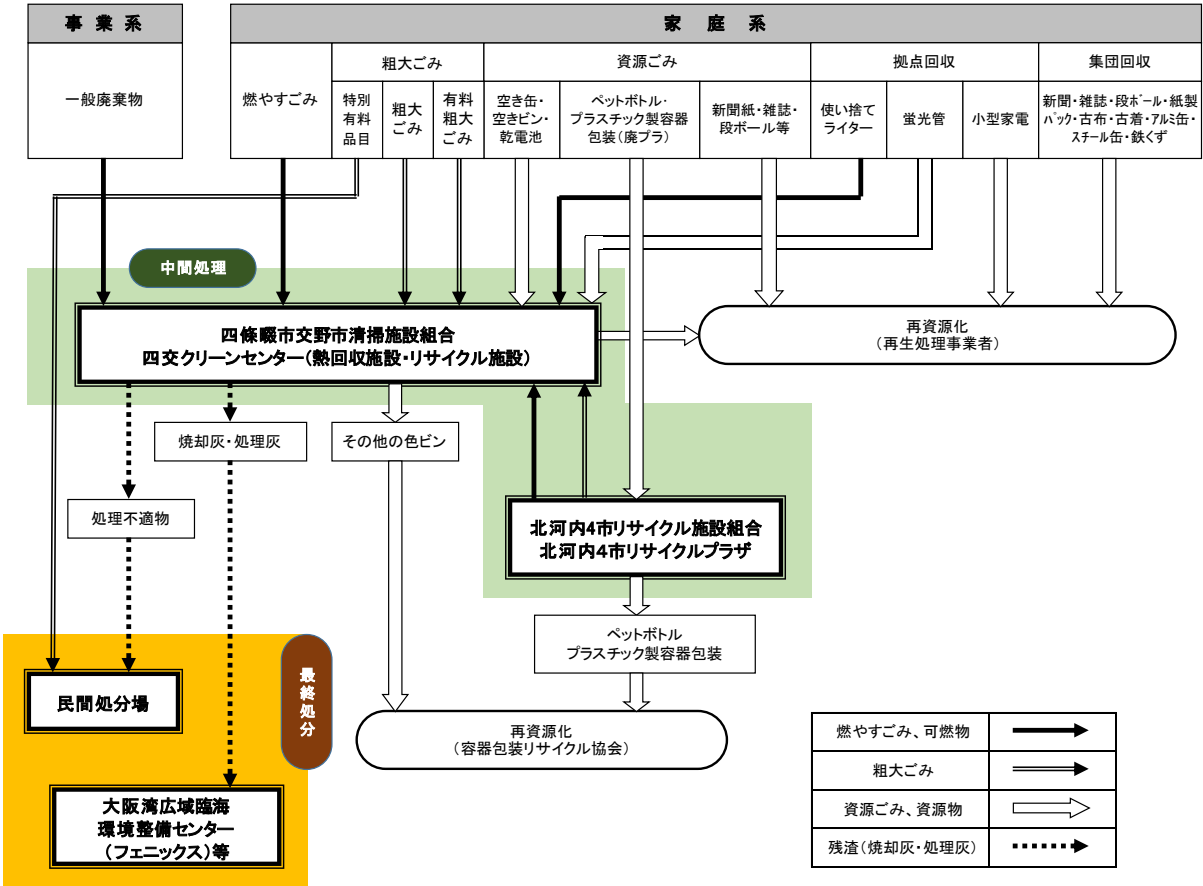


図3 ごみ処理の現状フロー

① 燃やすごみ

家庭系及び事業系一般廃棄物と、拠点回収している使い捨てライターは、四交クリーンセンターの熱回収施設で焼却処理し、焼却灰及び処理灰を大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）で埋立処分しています。

② 粗大ごみ・有料粗大ごみ

指定品目と、幅・奥行・高さの1辺が1mを超えるものを有料粗大ごみ、それ以外を粗大ごみとして収集し、四交クリーンセンターのリサイクル施設で家電製品などを選別した後、破碎選別を行い、鉄・アルミを資源回収した残りは全て熱回収施設で燃やすごみとともに焼却処理しています。また四交クリーンセンターで処理できない特別有料品目は、環境事業所に持ち込まれたものを専門処理業者に引き渡し、適正に処理しています。

③ 資源ごみ

資源ごみは、「空き缶・空きビン・乾電池」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「新聞紙・雑誌・段ボール等」の排出区分により分別収集しており、空き缶・空きビン・乾電池は四交クリーンセンター、ペットボトル・プラスチック製容器包装は北河内4市リサイクルプラザでそれぞれ中間処理しています。また、新聞・雑誌・段ボール等は直接再生処理事業者に引渡しています。このほか、資源回収としては蛍光管及び小型家電の拠点回収を行っています。また、地域の団体等による古紙類等の集団回収活動や廃食用油の回収なども行われています。

なお、乾電池及び蛍光管は、四交クリーンセンターへ搬入した後、専門処理業者により適正に処理しています。

(2) 収集・運搬体制

現状の収集・運搬方法等は表2のとおりです。

現在、燃やすごみは約89%を直営で収集しており、残りの約11%を委託しています。

粗大ごみは申込制で、指定品目と排出時の幅・奥行き・高さが1辺1m以上の有料粗大ごみと、それ以外の粗大ごみを併せて月1回5点までとして、戸別収集をしています。

収集は3名乗車で行っており、曜日ごとの状況としては月火木金に燃やすごみ・廃プラを14台の収集車で収集し、水曜日に12台の収集車でその他の資源ごみと粗大ごみを収集しています。

このほか、高齢者や障がい者等を対象とした「まごころダイレクト収集」や、「在宅医療廃棄物」の戸別収集を行っています。

また、事業系ごみについては、許可業者による収集としています。

表2 ごみの収集・運搬方法

【令和2年3月現在】

排 出 区 分			排出方法	回収頻度	収集主体	収集方法	
家庭系ごみ	燃やすごみ		生ごみ、剪定枝・草花、衣類・布類、皮革製品、プラスチック・ビニール・ゴム製品(廃プラは除く)、その他	45ℓ以下の無色透明又は白色半透明ポリ袋	週2回	直営・委託(89:11)	ステーション収集
	粗大ごみ	粗大ごみ	45ℓ以下のポリ袋に入る粗大ごみ、長さ1.5m以下のひもくくり粗大ごみ、幅・奥行き・高さが1m未満の粗大ごみ、1m以上の粗大ごみを解体して1m未満になる粗大ごみ	45ℓ以下の無色透明又は白色半透明ポリ袋・ひもくくり(受付番号・名前を貼付)	月1回(申込制)	直営	戸別収集
		有料粗大ごみ	・幅・奥行き・高さが1m以上の粗大ごみ ・指定品目(家庭用電化製品、家具・寝具類等)	粗大ごみ処理券(有料)を貼付			
	資源ごみ	空き缶・空き瓶・乾電池	缶、ビン、缶詰の缶、スプレー缶、ガス缶、ペール缶、一斗缶、乾電池など	45ℓ以下の無色透明又は白色半透明ポリ袋	月1回	直営	ステーション収集
		新聞・雑誌・ダンボール等	新聞、雑誌、ダンボール、紙袋、紙箱など	45ℓ以下の無色透明又は白色半透明ポリ袋・ひもくくり	月1回		
		ペットボトル・プラスチック製容器包装(廃プラ)	ペットボトル、ドレッシング容器、カップ麺、弁当容器、菓子袋、シャンプー容器など	45ℓ以下の無色透明又は白色半透明ポリ袋	週1回		
	拠点回収		使い捨てライター、蛍光灯、小型家電	回収ボックス等	—	直営	拠点回収
	臨時ごみ			粗大ごみ・有料粗大ごみ	申込制	直営	戸別収集
	持ち込みごみ(粗大ごみ・有料粗大ごみ)			直接搬入(四交クリーンセンターへ電話予約制)			
事業系一般廃棄物			収集運搬許可業者への依頼				

(3) 中間処理体制

四條畷市交野市清掃施設組合は、本市と四條畷市のごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために、昭和41年1月20日に設立した一部事務組合で、昭和42年から四條畷市清滝地区で、ごみ焼却施設を約50年間運転してきましたが、施設の老朽化に伴い、缶・ビンと粗大ごみ等を中間処理するリサイクル施設を備えた四交クリーンセンターを本市の私市地区に整備しました。

北河内4市リサイクル施設組合は、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の4市が共同してペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行うため、平成16年6月1日に設立した一部事務組合で、寝屋川市寝屋南地区に北河内4市リサイクルプラザを整備して、ペットボトル・プラスチック製容器包装の圧縮梱包処理を行っています。

表3 中間処理施設の概要

施設名称	四交クリーンセンター			
設置主体	四條畷市交野市清掃施設組合			
所在地	大阪府交野市大字私市3029-1			
敷地面積	約57,000㎡			
供用開始	平成30年2月1日			
施設概要	施設概要	熱回収施設	リサイクル施設	ストックヤード
	処理対象物	可燃ごみ(燃やすごみ)	缶・ビン、粗大ごみ・不燃ごみ	蛍光灯、乾電池
	処理能力	125t/日(62.5t/24h×2炉)	23t/5h	—
	処理方式	全連続燃焼式焼却炉	資源系:選別・圧縮成型 粗大系:破碎・選別	保管

施設名称	北河内4市リサイクルプラザ かざぐるま		
設置主体	北河内4市リサイクル施設組合		
所在地	寝屋川市寝屋南1-7-1		
敷地面積	4,840.07㎡		
供用開始	平成20年2月1日		
施設概要	処理対象物	ペットボトル・プラスチック製容器包装	
	処理能力	53t/11h	
	処理方式	選別・圧縮梱包処理	

2 ごみ処理量の推移

(1) ごみの発生量の推移

ごみの発生量は、平成 28 年度以降、家庭系ごみ量とともに減少しています。事業系ごみ量は、増減を繰り返しながらも過去 5 年間では僅かに減少しています。

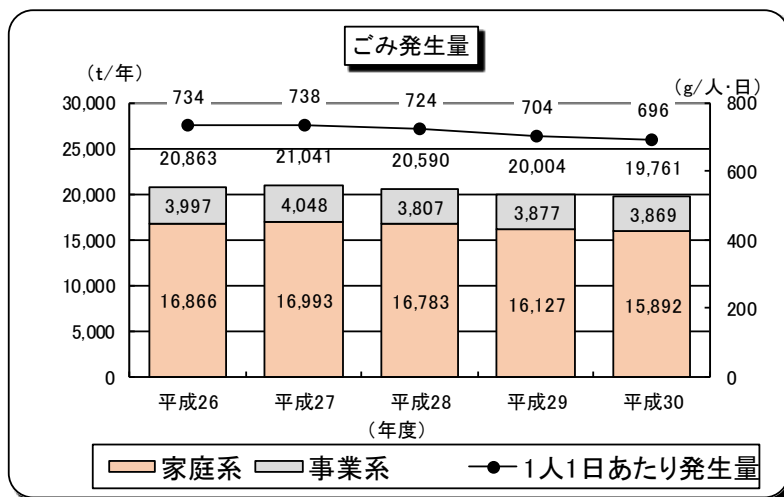


図 4 ごみ発生量の実績

(2) 家庭系ごみ量（種類別）と集団回収

燃やすごみ量は、平成 28 年度までは僅かに減少していましたが、平成 29 年度から増加しています。これは、平成 29 年 10 月からの排出区分の変更により従来粗大ごみとして排出していたものから衣類・靴・製品プラスチック類等、45ℓ以下のポリ袋に入る燃えるものが燃やすごみとして排出できるようになったためと考えられます。

粗大ごみ量は、平成 29 年度以降減少していますが、こちらは上記の排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化による影響が考えられます。

このほか、資源ごみ量及び集団回収量についても平成 28 年度以降減少傾向を示しています。

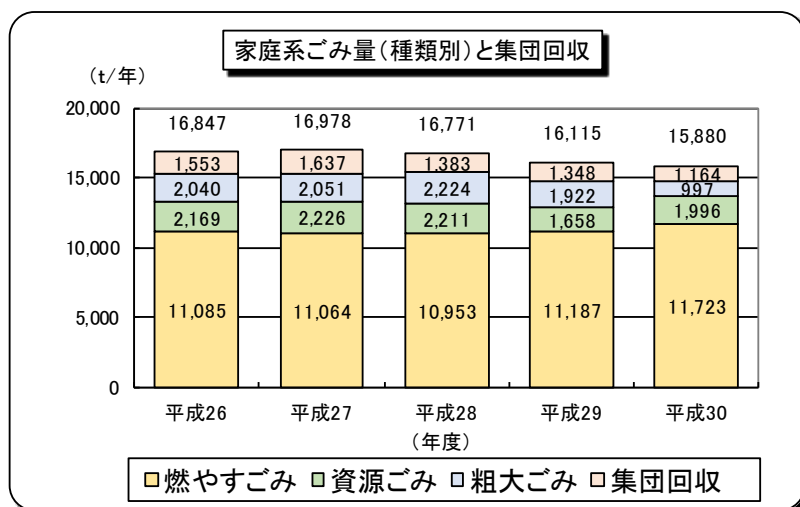


図 5 家庭系ごみ量（種類別）と集団回収の実績

(3) 再生利用量と再生利用率

再生利用量は、平成 28 年度以降減少しており、再生利用率も同様に平成 28 年度以降は減少し、平成 30 年度では 15.8% となっています。

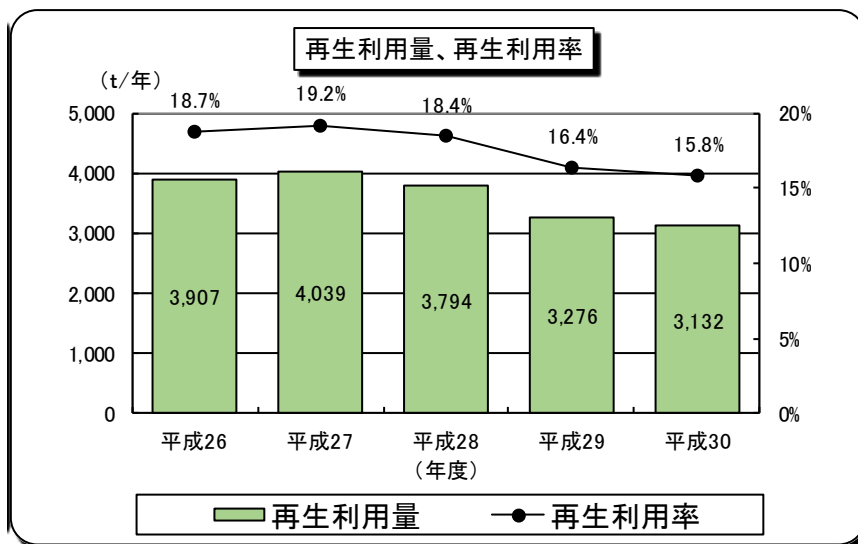


図 6 再生利用量と再生利用率の実績

(4) 焼却処理量と最終処分量

焼却処理量は、増減を繰り返しながらも、発生量の減少に伴い減少傾向にあります。最終処分量は徐々に減少しています。

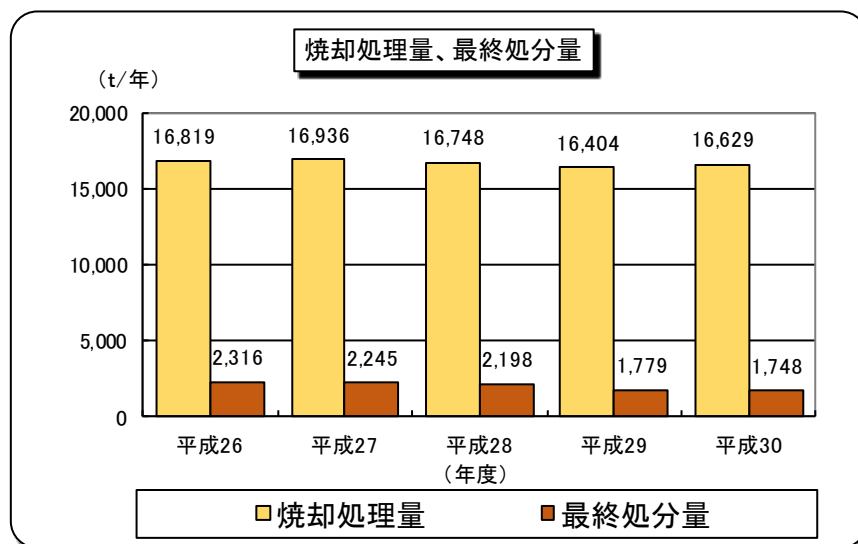


図 7 焼却処理量と最終処分量の実績

3 ごみ処理経費

四交クリーンセンターが運転を開始した平成 29 年度は建設にかかる一時負担金の影響が大きく出ていますが、経年変化としては上下の動きはあるものの微増傾向を示しています。

なお、平成 30 年度の人口一人当たりの処理経費（建設・改良費を除く）は 15,798 円/人、ごみ処理量 1 t 当たりの処理経費（建設・改良費を除く）は 66,118 円/t となっています。

表 4 ごみ処理経費の実績

項目\年度		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
ごみ処理経費	(千円)	1,081,682	1,155,572	1,068,135	1,351,121	1,278,942
(内組合分担金)	(千円)	(470,936)	(448,069)	(406,260)	(844,192)	(454,738)
建設・改良費	(千円)	74,008	53,377	86,675	559,295	49,359
工事費	(千円)	4	9	0	0	0
調査費	(千円)	0	0	69	111	131
組合分担金	(千円)	74,004	53,368	86,606	559,184	49,228
処理及び維持管理費	(千円)	1,007,674	1,057,502	925,700	785,240	815,017
人件費	(千円)	406,915	410,376	403,431	358,144	335,124
処理費	(千円)	34,590	97,915	57,772	32,988	31,170
車両等購入費	(千円)	14,580	16,016	21,033	18,414	10,256
委託費	(千円)	154,657	138,494	123,810	90,686	32,957
組合分担金	(千円)	396,932	394,701	319,654	285,008	405,510
その他(行政財産取得等)	(千円)	0	44,693	55,760	6,586	414,566
人口一人当たりの処理経費	(円/人)	12,931	14,141	12,597	10,176	15,798
人口	(人)	77,928	77,943	77,913	77,816	77,834
ごみ処理1t当たりの処理経費	(円/t)	52,183	56,801	51,098	42,444	66,118
ごみ処理量	(t/年)	19,310	19,404	19,207	18,656	18,597

注) 人口1人当たり経費、ごみ処理1t当たり経費: 建設・改良費を除く
ごみ処理量: 燃やすごみ+資源ごみ+粗大ごみ+乙辺し渣

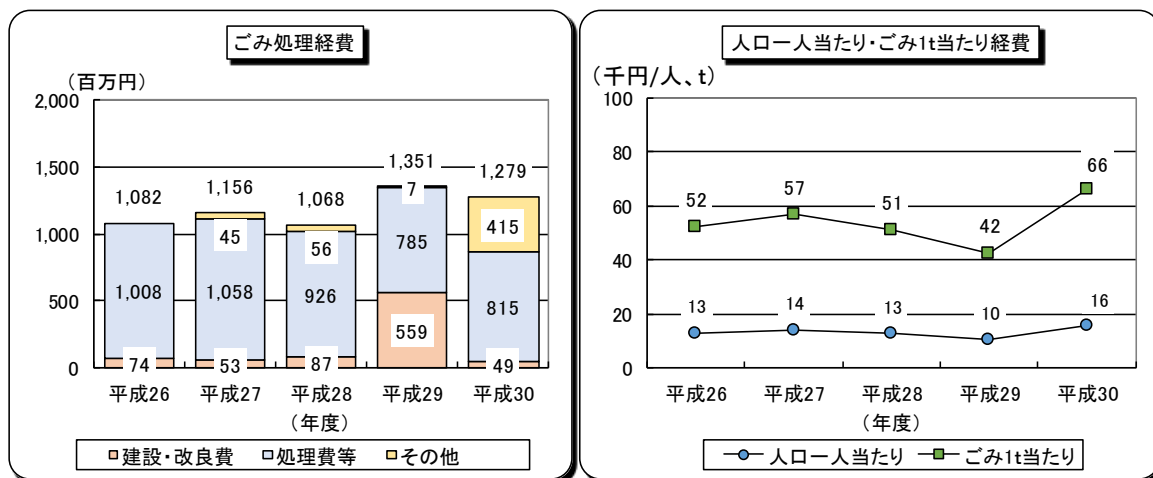


図 8 ごみ処理経費の推移

4 これまでの取り組み

(1) 4Rの推進に向けた取り組み

① 情報の提供等による啓発活動

広報かたのやホームページを活用し、ごみの減量や分別に関する情報を発信するとともに、平成5年から組織している交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議（4R市民会議）と協働し、集団回収の奨励やレジ袋削減などの啓発活動に取り組んできました。

② 集団回収への支援

市民が団体を組織して自主的に行う再生資源集団回収に対して、集団回収用物品を配布するなど、市民自ら行うリサイクルの取り組みを支援しました。

③ 環境学習・環境教育の推進

小学校や地域等への出前講座を実施し、環境教育や環境学習を推進しました。

④ 近隣自治体との連携事業と情報交換の実施

北河内7市（守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市）と東大阪市、八幡市、京田辺市及び生駒市と連携してレジ袋の削減事業（マイバッグキャンペーン）に取り組んだほか、家庭ごみの有料化や集団回収の奨励についてなど、一般廃棄物処理にかかる取り組みや実務課題に関する情報交換を行いました。

⑤ 新たな拠点回収の開始

ごみの排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化に併せて、小型家電の拠点回収を実施しました。

(2) ごみの収集運搬

① まごころダイレクト収集

自らごみステーションまで排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方に対して、各家庭の玄関先までごみの収集に伺うサービスを実施してきました。

② 在宅医療廃棄物の戸別収集

在宅医療廃棄物をごみステーションへ排出することに困っておられる方を対象にプライバシーに配慮しながら玄関先か手渡しによる戸別収集を行う在宅医療廃棄物の収集サービスに取り組んできました。

③ 委託業者・許可業者の適正管理

平成25年10月から許可業者による持ち込み手数料を60円/10kgから90円/10kgとしました。また、委託収集業者に対しては、ごみの内容確認や現地指導を行い、許可業者に対しては抜き打ちによる搬入ごみ質検査を行うなど、業者の指導を行いました。

④ ごみ収集業務の検討

退職者不補充による人員減少が続く中、平成 29 年 10 月に新ごみ処理施設稼働に伴うごみの排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化の導入により、収集職員一人あたりの体力的負担が増加し、労働安全の観点から、近い将来現行の収集体制を継続することに支障が生じることを想定し検討することが大きな課題となっていました。

市長戦略における民間活力の導入による「ごみ収集業務のあり方」に基づき、庁内各職場から推薦された委員により専門的な視点から総合的に検討を行うため「ごみ収集業務調査検討委員会」を設置するとともに、大阪府内全市町村にアンケートを実施し、他市のごみ収集業務の実態を把握し精査したうえで、現状と課題や具体的な業務内容、ごみ収集にかかる経費等を検証し、今後のごみ収集業務のあり方について検討を行いました。

(3) 環境保全の取り組み

① 違反ごみへのシール貼付と取り置き

啓発とルールの周知のため、違反ごみに対して、違反理由を明らかにしたシールを貼付し、収集せずに取り置き措置を実施しました。

② 抜き取りに対する監視

資源ごみの抜き取りを防止するため、警察とも協議し、連携をしながらパトロールや抜き取り行為をしている者への注意や通報など、監視の強化に取り組んできました。

③ 不法投棄等の対策

ごみの排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化に先駆けて、不法投棄対策を強化し、5 月 30 日「ごみゼロの日」に併せた不法投棄ごみの一斉撤去活動に取り組むとともに監視体制を強化しました。また、「ポイ捨て禁止」、「不法投棄禁止」の看板を作成し、必要に応じて設置等を行いました。

5 アンケート調査の結果

令和元年8月にアンケート調査を実施しました。

今回の調査では、前回の計画策定時の平成18年からの市民の意識の変化を探るための前回同様の内容の設問のほかに、食品ロスや新しい処理施設に関する項目などを追加しました。

調査の結果からは、本市の廃棄物処理の状況について、ごみ焼却施設の場所について「知っている」と答えた方が増えており、施設が身近にできた影響が見られ、日常で収集しているごみの出し方に関しては、おおむね70%以上の認知状況であったものの、拠点回収や戸別収集に関する認知状況では50%を下回る項目が多く見られる結果となりました。

また、食品ロスに関しては、問題として認識している割合は高いものの、対策を行っている人の割合はそのうち34%と、行動にまで影響する認知状況には至っていない結果となっています。

このほかの発生抑制等の意識調査では、平成18年度と令和元年度で、調査項目によって多少の増減が見られるものの、環境問題に対する市民の意識の大きな変化は見られませんでした。

表5 アンケート調査結果（抜粋）

ごみを焼却処理している施設の場所	平成19年	令和元年	増減
1 知っている	42.0%	47.8%	5.8%
2 知らない	56.7%	51.1%	-5.6%
無回答	1.3%	1.1%	-0.2%
合 計	100.0%	100.0%	

施策等の認知状況	割合
1 燃やすごみは何曜日に出すかとその出し方	95.4%
2 有料粗大ごみの出し方	74.9%
3 自転車は環境事業所に無料で持ち込める	40.1%
4 なべ やかん フライパンなどは粗大ごみで出す	68.2%
5・ごみを出すことが困難な方のためのまごころダイレクト収集	11.4%
6 市の施設などにライターの回収ボックスがある	25.0%
7・小型家電をパソコンと一緒に出すと宅配業者が無料で引き取りに来るサービスが有る	16.0%
8・有料品目の家電製品でも小型家電回収ボックスに入れることができれば無料になる	39.6%
9 在宅医療廃棄物の戸別収集サービス	8.6%

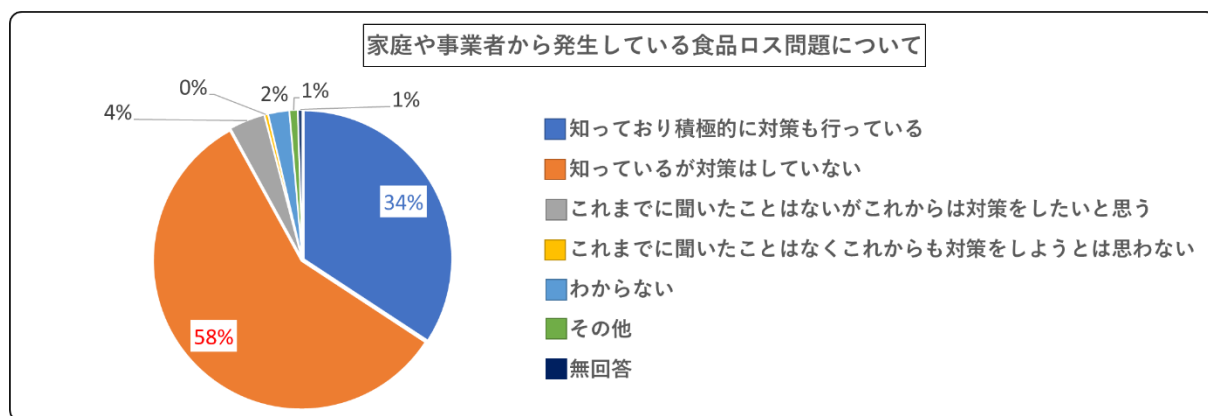


図 9 食品ロスに関する意識調査結果

6 ごみの組成分析調査の結果

令和元年7月に家庭系燃やすごみの組成分析調査を実施しました。

重量比で全体の40.5%を占める厨芥類は、そのほとんどが調理くず(31.7%)で、その多くが水分を含んだ状態のままでした。また、食品ロスと言われる直接廃棄(手付かず食品)や食べ残しも8.2%ありました。

紙類は15.4%を占めており、このうち資源化できる紙製容器包装は3.9%、古紙は2.3%ありました。

プラスチック類は13.1%を占めており、このうち資源化できるプラスチック製容器包装やレジ袋が11.0%でした。容器包装は、汚れが取れないものは燃やすごみとして排出することになっていますので、今回の調査でも汚れたものが多くありましたが、そもそも洗浄がなされていないものも多くありました。

燃やすごみ以外の混入状況では、ペットフードの缶等の金属類、乾電池、陶磁器などが見られましたが、ビンなどガラス類の混入はありませんでした。

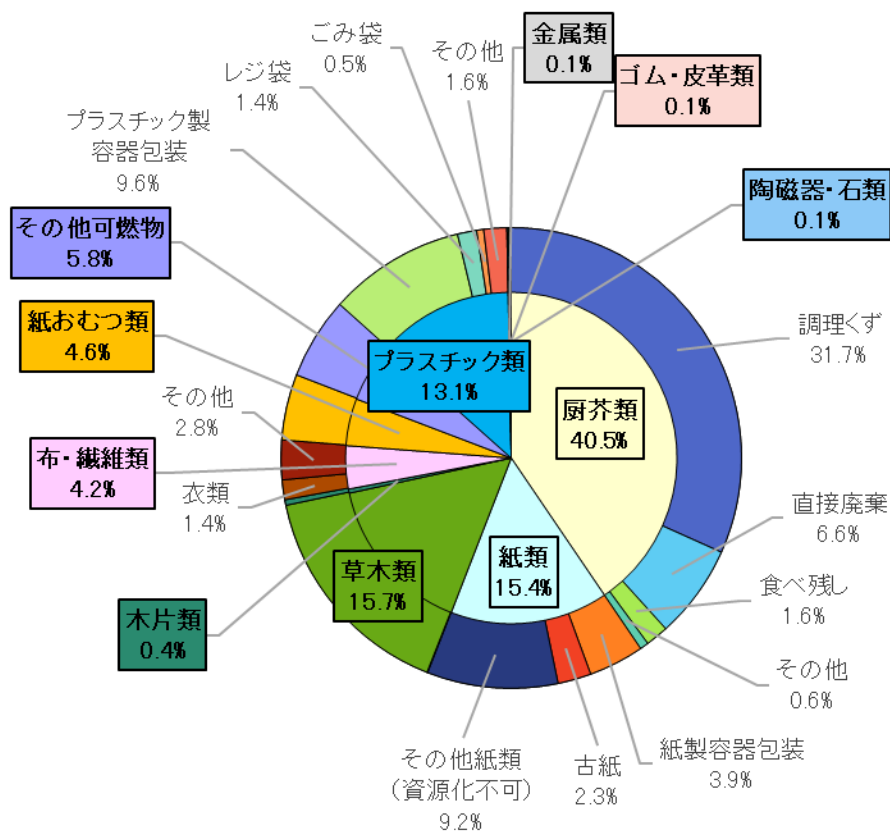


図 10 燃やすごみの組成（重量比）

第2節 ごみ処理行政の動向

1 日本政府の動向

日本政府は、平成 30 年 6 月に循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしています。また、これらの方向性の実現に向けて、おおむね令和 7 年度における数値目標を設定するとともに、国が講ずべき施策を示しています。

一方、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、平成 27 年 9 月 25～27 日にニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、このアジェンダにおいて、SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) が掲げられました。

日本政府も平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、地方自治体においても SDGs の推進が求められています。



図 11 SDGs の 17 の目標



SDGs では廃棄物に関するターゲットとして、ゴール 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール 12「つくる責任 つかう責任」、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」が設定されており、関連する SDGs の推進を図る必要があります。

2 大阪府の動向

(1) プラスチック対策推進事業

大阪府では、海洋等におけるプラスチックごみによる汚染の防止に向けた取り組みとして、平成31年1月に、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、この宣言の趣旨に賛同する府域市町村、業界団体、NPO、学校などを募集しています。

また、令和元年6月に大阪で開催されたG20サミットでは、終了後に「G20大阪首脳宣言」が行われ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す世界共通のビジョンとして共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が発表され、大阪府ではこれを受けて「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、「プラスチック対策推進事業」に取り組んでいます。

なお、本市においても令和元年7月に「交野市プラスチックごみゼロ宣言」を行っています。

(2) 食品ロス削減の取り組み

大阪府では環境農林水産部流通対策室で事業を所管し、現在は主に事業者に対する働きかけを主とした取り組みを進めており、事業者、府民及び行政といったあらゆる組織などが連携し、「食べ物が無駄なく消費される社会」を目指し、食品ロス削減に対する理解と行動の促進に取り組んでいます。

大阪府と府内市町村における食品ロス削減の取り組み状況は表6のとおりです。

表6 大阪府、府内市町村における食品ロス削減の取り組み

大阪府	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の設置 ・食品ロス削減キャンペーンの実施 ・食品ロス削減シンポジウムの開催 ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の創設 ・おいしく食べきろうロゴマークの作成等
府内市町村	・エコクッキング事業（交野市ほか多数） ・フードドライブの実施（大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、松原市） ・フードバンク、再生資源セミナーの開催（堺市、豊中市、吹田市） ・フードバンクの実施（泉大津市） ・冷蔵庫の収納技術講座（大阪市） ・「食べのこサンデー」運動（枚方市） ・3010運動を啓発するコースターの作成及び配布（寝屋川市） ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の会員参加

注）フードバンク：製造業者・小売業者などから食べられるのに売れなくなった食べ物を寄付してもらい、施設や団体などに提供する活動

フードドライブ：各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動で、大阪府や各市では主に福祉部門で所管し取り組んでいる（例：子ども食堂事業など）

3010運動：宴会時の食べ残しを減らすために、乾杯から30分、お開き前の10分は自席で料理を楽しむという呼びかけ

3 広域化の動向

第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域の特性に応じた循環資源、再生可能資源、ストック資源や地域の人材、資金を活用し、地域間で補完し合う「地域循環共生圏」を形成することにより、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図るとともに、地域で災害に強いコンパクトで強靱なまちづくりを目指すとしています。

また、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」では、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の体制強化、平時の取り組みの充実を全国レベルの国の取り組みとして掲げており、大阪府域は近畿ブロックの一員としてネットワークが整備され、訓練や情報交換が進められています。

「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成 11 年 3 月）において、府域は 6 つのブロックに区割りされており、本市は守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市及び四條畷市とともに「東大阪ブロック」に属していましたが、大阪府では、令和元年 8 月に新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定し、大阪府全域を 1 ブロックとして、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するものとなっています。

旧広域化計画における東大阪ブロックの中では、本市と四條畷市で構成する四條畷市交野市清掃施設組合、東大阪市と大東市で構成する東大阪都市清掃組合のほか、本市と枚方市、寝屋川市及び四條畷市で、北河内 4 市リサイクル施設組合を整備して広域処理に取り組んできました。また、平成 28 年には京田辺市と枚方市が広域処理施設の整備に向け枚方京田辺環境施設組合を設立し府域を越えた連携に取り組んでいます。

東大阪市を除く北河内 7 市では、北河内地域広域行政推進協議会を設置（昭和 56 年）し、広域共同事業の推進に努めており、平成 13 年 3 月に「新北河内地域広域行政圏計画 2000 年代の指針」を策定し、このうち本市と枚方市、寝屋川市及び四條畷市の 4 市では、地震等の災害時や施設の処理に問題が発生した時などにおけるごみ処理の相互協力についても検討を進め、平成 20 年 2 月には、一般廃棄物の処理に係る相互支援協定を締結し、同年 3 月には東大阪ブロックでの相互支援協定を締結したほか、四交クリーンセンターの運転開始に伴い、平成 31 年 4 月には本市と四條畷市及び四條畷市交野市清掃施設組合に生駒市を加え、災害時における一般廃棄物処理に関する相互協定を結んでいます。

こうした事業にかかる連携のほか、東大阪ブロックに生駒市、八幡市、京田辺市を加えた 11 市では、東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議を組織し、これまで情報交換会の定期的な開催や協働でのマイバッグキャンペーンの開催など、府域を越えた広域連携にも取り組んでいるところです。

第3節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

(1) 前計画の達成状況

平成 23 年度に見直しした計画では、減量化目標を以下のとおり設定しました。

■前計画（平成 23 年度見直し）の目標値

基準年度：平成 18 年度 目標年度：平成 29 年度

○ 排出量の削減率

家庭系ごみの削減率：1 人 1 日平均排出量の 15%

事業系ごみの削減率：排出量の 22%

○再生利用率

前計画での算出方法：

再生利用量^{※1}÷家庭系ごみ × 100 再生利用率：25%

実態調査等、国の統計資料で採用している算出方法で換算した場合：

再生利用量^{※1}÷ごみ発生量^{※2} × 100 再生利用率：21%

※ 本計画では数値の取扱いを統一するため国と同じ算出方法で換算して評価します

※1 再生利用量＝資源ごみ＋（不燃粗大ごみ＋可燃粗大ごみ）×0.26（粗大ごみ資源化係数）＋集団回収

※2 ごみ発生量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ

これまでの取り組みを実施してきた結果、平成 29 年度の実績値と前計画の目標値を比較すると、表 7 に示すように家庭系ごみ排出量（g/人・日）の削減率は目標値の 15%に及ばない 14%であり、事業系ごみ排出量の削減率は目標値の 22%を上回る 26%となりました。また、再生利用率では、平成 29 年度実績の 17%は目標値の 21%よりも低くなっています。これは、缶ビンの資源化处理において処理量が四條畷市と按分となり大きく再生利用量が落ちたことと、新聞・雑誌の減少等による集団回収量の実績（1,348 t/年）と計画量（1,485 t/年）の差などによるものと考えられます。

表 7 前計画の目標値の達成状況

項目\年度		実績 (平成18年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 平成29年度
家庭系ごみ	(g/人・日)	600.5	513.5	519.9
	削減率 ^{注1)}	—	15%	14%
事業系ごみ	(t/年)	5,208	4,099	3,869
	削減率 ^{注1)}	—	22%	26%
再生利用率	(%)	8.2%	21%	17%

注1) 平成18年度に実績に対する削減率

(2) ごみ処理システムの比較評価

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 29 年度実績版）」を用いて本市のごみ処理システムを産業構造等の似通った全国の類似自治体との比較評価を試みました。

支援ツールによる評価結果（偏差値）は図 12 及び表 8 のとおりです。

平成 29 年度実績では、資源回収率が類似市平均値を僅かに下回っているものの、それ以外の項目についてはいずれも類似市平均値と同等もしくは高い水準にあり、特に処理経費の指標が平均 12,335 円/人・年に対して、本市が 9,783 円/人・年、1 人一日当たりのごみ総排出量が平均 0.880kg/人・日に対して、本市は 0.702kg/人・日とそれぞれ類似市平均値に対して良好な指標値を示しています。

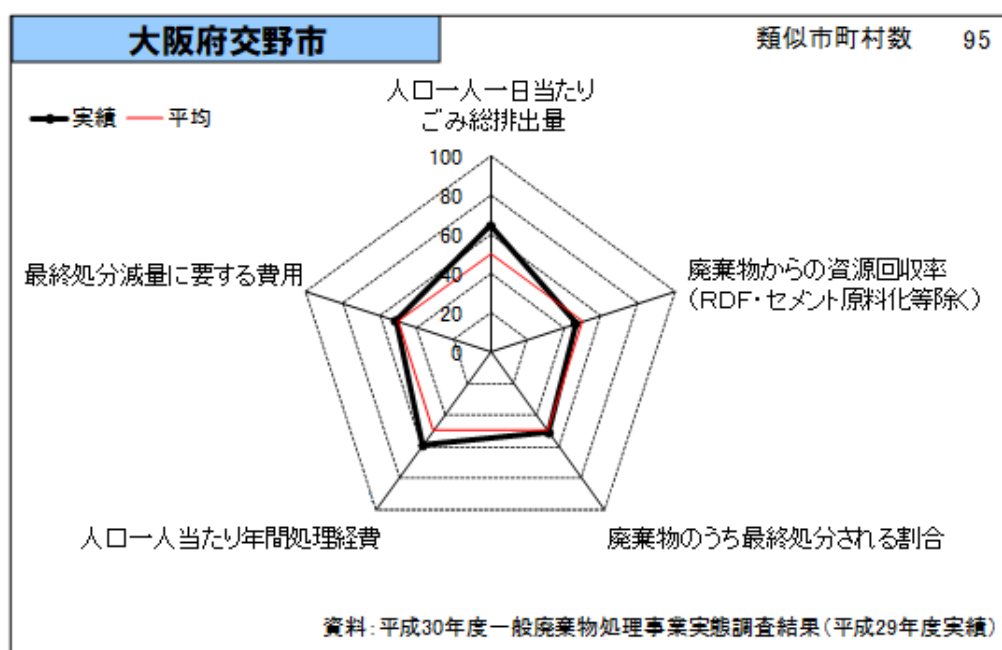


図 12 ごみ処理システムの比較結果（平成 29 年度実績比較）

※レーダーチャート(黒線)が、平均値(赤線)の外側に飛び出している指標は、本市が類似市より優れていることを示しています。

表 8 ごみ処理システムの比較結果（平成 29 年度実績比較）

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物からの エネルギー 回収量 (MJ/t)	廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
類似市平均値	0.880	0.187	0	0.085	12,335	39,822
類似市最大値	1.337	0.474	0	0.691	24,549	82,384
類似市最小値	0.653	0.044	0	0.000	7,439	21,122
標準偏差	0.125	0.068	0	0.100	2,794	10,685
交野市	0.702	0.161	0	0.074	9,783	38,458
交野市偏差値	64.2	46.2	-	51.1	59.1	51.3

注) 類似市と比較条件を統一しているため、人口一人当たり年間処理経費は表 4 とは合わない

また、本市のごみ発生量、再生利用量、再生利用率について、全国平均、大阪府平均及び府内近隣市との平成 29 年度実績を比較しました。

本市のごみ発生量 (g/人・日) は、全国平均値や大阪府平均値よりも少なく、近隣市と比べても最も少ないことがわかります。

再生利用率では、全国平均値よりも低いものの、大阪府平均値よりは高く、近隣市と比べても比較的高い水準にあることがわかります。なお、全国平均値の再生利用量には、その他として肥料、飼料、溶融スラグ、固形燃料、焼却灰のセメント原料化等が含まれており、単純にその他の量を除いた再生利用率は 15%程度になります。

表 9 ごみ発生量の比較 (平成 29 年度実績)

自治体	総人口 (人)	ごみ発生量(g/人・日)						有料化(生活系収集ごみ)			
		生活系ごみ(家庭系ごみ)	事業系ごみ	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ				
								集団回収	資源ごみ	資源等除く	
全 国	127,718,374	920	641	47	89	505	279	40	1,067	825	1,109
大阪府	8,854,912	945	564	60	58	446	381	2	22	13	36
大阪市	2,700,666	1,015	459	41	63	354	556	○			○
豊中市	405,463	838	545	39	91	416	293				○
吹田市	370,365	843	579	62	39	478	264				
高槻市	353,540	892	615	80	39	496	277				
守口市	144,083	824	522	65	99	358	302				○
枚方市	404,324	828	598	104	55	439	229				△
茨木市	281,320	1,004	566	83	35	449	438				○
寝屋川市	235,959	841	629	70	116	444	212				○
大東市	121,936	800	601	0	48	553	199				△
門真市	123,972	1,014	585	50	82	452	429				○
摂津市	85,260	994	571	76	38	457	423		△	△	
東大阪市	491,002	1,055	627	62	39	525	428				
四條畷市	55,806	813	646	77	53	516	167				
交野市	77,898	702	566	47	68	450	136				△

注) 総人口は10月1日現在、生活系ごみの資源等除くは集団回収及び資源ごみを除いたもの

○: 有料、△: 一部有料、全国・大阪府は市町村数

表 10 再生利用量及び再生利用率の比較 (平成 29 年度実績)

自治体	再生利用量 (g/人・日)										再生利用率 (%)	RDF等除く
	紙類	紙パック	紙製容器 包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	容器包装 プラスチック	布類	その他			
全 国	186.2	76.6	0.3	2.7	17.7	16.2	6.4	14.3	4.0	48.0	20.2	18.4
大阪府	127.3	62.9	0.2	5.9	11.0	11.7	5.3	15.2	4.8	10.2	13.4	13.4
大阪市	96.6	40.5	0.2	14.1	6.4	7.0	7.2	17.0	4.0	0.1	9.5	9.5
豊中市	126.2	74.1	0.1	0.0	8.5	13.7	4.3	19.4	5.6	0.7	15.1	15.1
吹田市	137.8	70.1	0.0	0.0	17.2	17.7	1.4	0.0	4.8	26.6	16.3	15.5
高槻市	116.5	85.4	0.3	0.0	9.2	10.3	3.8	0.0	7.5	0.0	13.1	13.1
守口市	166.7	63.2	0.2	17.6	12.0	19.8	7.1	36.0	10.9	0.0	20.1	20.1
枚方市	167.3	95.6	0.2	0.1	10.5	17.8	2.3	28.6	6.4	5.7	20.2	19.8
茨木市	209.5	83.7	0.3	0.0	28.1	14.1	6.2	0.0	6.0	71.0	20.9	20.9
寝屋川市	177.1	89.6	0.2	16.0	9.7	6.8	3.4	42.7	6.0	2.6	21.1	21.1
大東市	47.6	0.0	0.0	0.0	7.8	12.6	6.9	20.3	0.0	0.0	6.0	6.0
門真市	126.3	53.7	0.1	12.6	11.8	18.2	6.2	18.4	5.3	0.0	12.5	12.5
摂津市	132.5	70.2	0.4	19.2	9.0	14.8	7.0	0.4	9.4	1.9	13.3	13.3
東大阪市	105.8	57.8	0.9	0.0	12.1	13.5	5.0	13.2	3.4	0.0	10.0	10.0
四條畷市	123.0	59.7	0.3	9.5	4.7	4.5	2.1	25.5	5.4	11.3	15.1	15.1
交野市	114.1	48.0	0.5	8.1	13.6	3.7	2.6	33.7	3.2	0.7	16.2	16.2

注) 容器包装プラスチックには、白色トレイを含む

その他: プラスチック類、肥料、飼料、溶融スラグ、固形燃料、燃料、セメント原料化、セメント工場直投、山元還元、廃食用油、その他

再生利用量: 直接資源化量+施設資源化量+集団回収量、再生利用率: 再生利用量÷ごみ発生量×100 ※再生利用率は年間量(t/年)で算出

資料: 平成29年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査結果等

2 ごみ処理の現状からみた課題

(1) 家庭系ごみに関する課題

① 調理くずの水分

ごみの組成調査結果において、厨芥類が重量比で全体の 40.5%を占めており、その大半は水分の多い調理くず（全体の 31.7%）であったことから、ごみの減量化の対策として調理くずならびにその水分を減らす必要があります。

② 食品ロス対策

ごみの組成調査結果からは、上記調理くずのほか、厨芥類のうち手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが全体の 8.2%を占めており、アンケート調査結果においても、食品ロスに関して「知っているが対策をしていない」が半数を超えていることから、多くの市民に食材を無駄にしない意識をもってもらうように取り組んでいく必要があります。

③ リフューズ・リデュース意識

アンケート調査結果において、リフューズ・リデュースといった主に発生抑制に関する意識調査項目で平成 18 年度と令和元年度の調査結果で大きな変化が見られませんでした。また、ごみの組成調査結果を見ても、レジ袋が全体の 1.4%を占めていることから、レジ袋などのごみになるものは断る（リフューズ）ことや詰替え商品を選ぶなど、ごみになるものを減らす（リデュース）といった発生抑制の意識をもってもらうように取り組む必要があります。

④ ごみの有料化

粗大ごみの一部有料化の点検・評価・見直しに併せて、ごみの発生抑制と一定の受益者負担の観点も踏まえたこれからの施策について検討する必要があります。

⑤ 燃やすごみからの資源の分別

資源ごみ量や集団回収量が減少傾向にあり、ごみの組成調査結果においても、紙類のうち資源化可能な紙製容器包装と古紙が全体の 6.2%を占め、プラスチック類のうち資源化可能なプラスチック製容器包装とレジ袋が全体の 11.0%を占めており、あわせるとまだ 17.2%も資源化可能なものが燃やすごみの中に含まれていたことから、さらなる資源ごみの分別排出の推進に取り組む必要があります。また、15.7%を占める草木類の減量化について調査検討する必要があります。

(2) 事業系ごみに関する課題

① ごみの減量

事業系ごみは景気等により変動するものではありませんが、事業所数に変化は見られず、増減を繰り返して推移しています。適切な資源化やごみの減量化に向け、さらなる取り組みを実施していく必要があります。

② 食品ロス対策

大阪府では、事業者への働きかけを進めていることから、本市の食品ロス対策としても、事業系ごみにかかわる市内のスーパーや飲食店、企業等への働きかけが今後の食品ロス対策の課題になると考えられます。

(3) 収集・運搬に関する課題

収集体制については、14 台の車両で、職員と非正規職員による 3 名乗車の収集業務を実施しています。また、平成 30 年度事務事業概要実績報告書によると、燃やすごみは、交野市域の 89.5%を直営収集、10.5%を民間委託により収集を行っています。「ごみ収集業務調査検討委員会」で調査検討した民間活力の導入にあたっては、収集現場での課題や問題点等、現体制の見直しも含め、今後の市民生活に影響なく収集運搬を行うことができる体制を整えるため、同委員会での方向性を踏まえ、課題や問題点等の解決に向けて準備を進める必要があります。

また、アンケート調査結果において、「資源ごみの収集回数が少ない」、「粗大ごみの収集に対する不満」等の意見が出ていることから、収集方法等については、今後も検討していく必要があります。

(4) 情報提供、啓発活動に関する課題

アンケート調査結果において、有料粗大ごみの出し方についての認知状況については約 75%と高いものの、まごころダイレクト収集や在宅医療廃棄物の収集などの認知については 10%前後となっていることから、こうした細かなサービスの周知方法等について検討していく必要があります。

第3章 減量化目標と取り組み施策

第1節 将来予測と減量化目標

1 将来予測

(1) 将来人口

「交野市人口ビジョン」(平成28年1月)における目指すべき将来展望人口を基に予測した人口に、星田北エリアの区画整理事業に伴う市外からの転入予測人口を加えたものを将来人口として推計を行いました。

表 11 行政区域内人口の予測

項目\年度	実 績			予 測	
	平成22	平成27	平成30	令和6	令和11
人口ビジョン(目標人口)	77,686	77,033	76,495	74,969	73,209
将来人口設定値(年度末)	78,860	77,943	77,834	76,992	75,383

注)人口ビジョン:交野市人口ビジョン(平成28年1月) ※H22は国勢調査人口、H27以降は推計値及び線形補完値
将来人口は、平成30年度からの人口ビジョンの増減率を基に設定

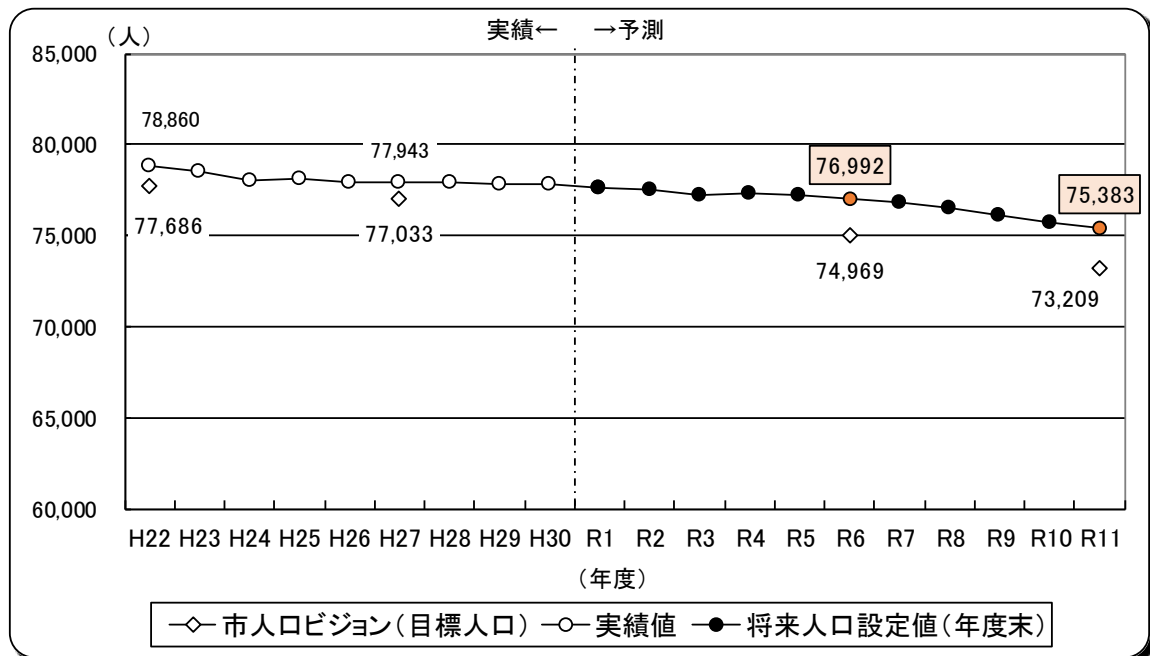


図 13 行政区域内人口の将来推移

(2) 将来ごみ量（現状推移）

現状推移した場合のごみ量の将来予測結果は図 14 に示すとおりです。

ごみ量の将来予測は、平成 29 年度の排出区分の変更以降の変遷を予測するため、平成 28 年度までの推移と、平成 29 年度及び 30 年度の排出実績を基に算出しています。

近年のごみ量は減少傾向にあり、今後も人口の減少に伴い、ごみ量も減少していくものと考えられます。

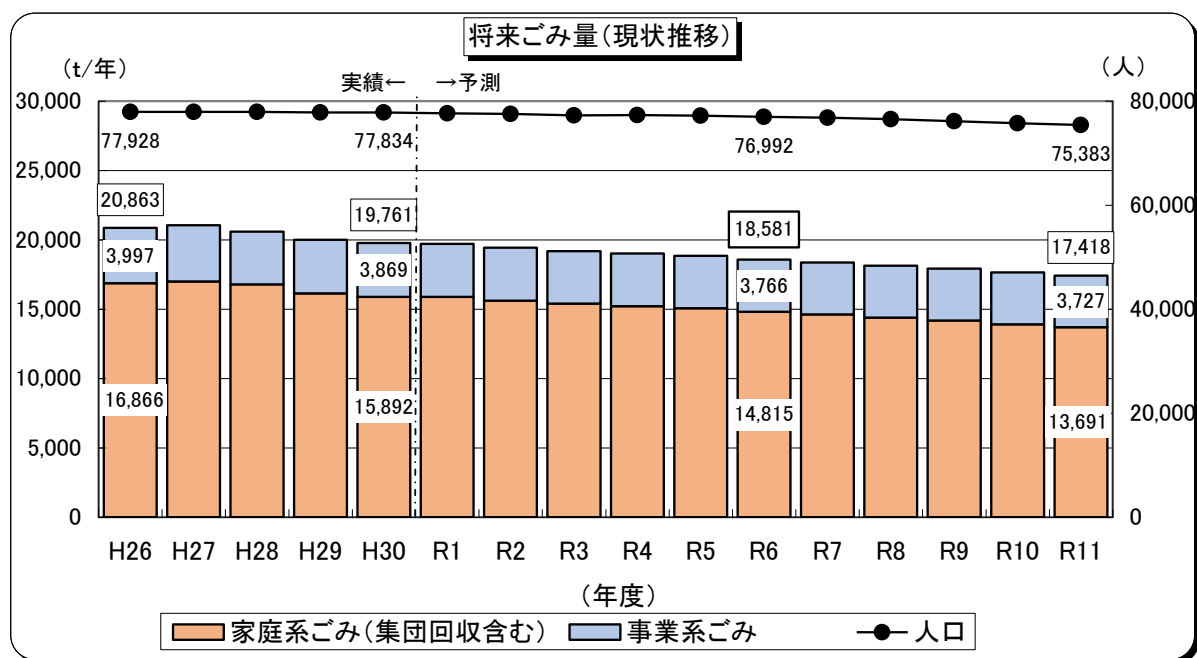


図 14 ごみ量の将来予測結果

2 減量化目標

本計画の計画目標年度である令和 11 年度までの減量化目標は、基準年度を平成 30 年度とし、表 12 による内容とします。

■減量化目標

基準年度：平成 30 年度 ➡ **目標年度：令和 11 年度**

- 資源ごみを除く家庭系ごみ排出量 (g/人・日)：100g (22%) 削減
- 事業系ごみ排出量 (t/年)：5%削減
- 再生利用率：20%

削減率は、基準年度(平成 30 年度)に対する目標年度(令和 11 年度)での削減率
 再生利用率：(資源化量＋集団回収量)÷ごみ発生量×100

表 12 減量化目標

項目\年度		実績	令和6年度 (中間目標年度)				令和11年度 (最終目標年度)		
		平成30年度	現状推移	削減目標	目標達成時の 増減率		現状推移	削減目標	目標達成時の 増減率
家庭系ごみ	(t/年)	15,892	14,815	14,492	【▲8.8%】		13,691	13,061	【▲17.8%】
家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	448.1	436.0	397.4	【▲11.3%】		423.1	348.1	【▲22.3%】
事業系ごみ	(t/年)	3,869	3,766	3,774	【▲2.4%】		3,727	3,675	【▲5.0%】
ごみ排出量	(t/年)	18,597	17,828	17,119	【▲8.0%】		16,914	15,575	【▲16.3%】
焼却処理量	(t/年)	16,629	16,058	15,000	【▲9.8%】		15,413	13,333	【▲19.8%】
再生利用率	(%)	15.8%	13.6%	17.9%	【2.0%】		11.5%	20.3%	【4.5%】
最終処分量	(t/年)	1,748	1,688	1,577	【▲9.8%】		1,620	1,402	【▲19.8%】

※ 家庭系ごみ排出量の原単位は燃やすごみと粗大ごみの排出量
 再生利用率：(資源化量＋集団回収量)÷ごみ発生量×100

【 】平成30年度実績値からの増減率

目標設定については、次節からの本計画による施策の実施による発生抑制及び適切排出の促進効果を考慮したものになります。

減量化目標の考え方

前計画では排出量の削減においては廃プラの分別収集開始により、ごみの減量化とリサイクル意識が高まったことで、排出量における目標値を達成することができましたが、同時に缶・ビンからペットボトル等への容器包装廃棄物の変遷の影響もあり、廃プラの分別を始めたにもかかわらず再生利用率は目標値に一步及びませんでした。なお、近年での排出量の状況は漸減傾向となっています。また、国及び大阪府においてそれぞれごみ排出量に関する目標は表 13 に示すとおりです。

本市でも今後人口が減少することが見込まれ、ごみの量も併せて減少していくことが考えられますが、ごみの組成調査の結果等から、今後の資源ごみや燃やすごみの適正排出の推進や発生抑制に取り組むことにより見込まれるごみの量をそれぞれ算出し、計画の目標を設定しています。

表 13 減量化目標

	循環型社会形成推進基本計画	国の廃棄物処理基本方針	大阪府循環型社会推進計画
	目標値	目標値	目標値
目標年度 (基準年度)	令和7年度 (平成12年度)	令和2年度 (平成24年度)	令和2年度 (平成26年度)
ごみ発生量 (g/人・日)	850g		
家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	440g	500g	403g

注)ごみ発生量:集団回収量を含む、家庭系ごみ排出量:資源ごみを除く

第2節 基本理念と取り組み方針

1 基本理念

本計画では、減量化目標の達成と、循環型社会の構築に向けて、4 Rの取り組みを推進するものとし、その推進にあたっては市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。

以上のことから、本計画における基本理念を次のように定めます。

基本理念

市民・事業者・行政が4 Rに取り組む

みんなで作る循環型都市 かたの

※ 4 R

4 Rとは、ものを大切にし、ごみを減らす努力をする取り組みのことで、下記に示す4つの具体的な行動を示す言葉の頭文字を取ったものです。

1. Refuse（リフューズ：断る）

マイバッグを持参し、レジ袋や余分な包装は断ったり、割り箸や使い捨てスプーンなどごみになりそうなものを断ること。

2. Reduce（リデュース：減らす）

詰め替え商品を利用したり、食材は必要な分だけ購入し、ごみになりそうなものを減らすこと。

3. Reuse（リユース：再使用する）

修理などをして出来るだけ長く使用したり、不要品はリサイクルショップやフリーマーケットを活用したり、使えるものは安易に廃棄せず、長く利用すること。

4. Recycle（リサイクル：再生利用する）

缶・ビン、ペットボトル、古紙の分別など資源回収に協力し、商品購入の際はリサイクル品を選ぶこと。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1：家庭のごみの減量化・資源化のための4R推進

家庭系ごみは減少しているものの、家庭から排出されているごみの中には食べられるのに捨てられている食品や、資源化が可能な紙やプラスチック製容器包装などが含まれていました。このような生活の中でのごみを減らすためには、市民一人ひとりが、リフューズ・リデュース・リユースといったごみを発生させない取り組みを心がけるとともに、ごみの正しい分別によるリサイクルに取り組むことによって焼却や埋立される廃棄物を減らしていく必要があります。こうした家庭における4Rの推進に必要な施策の充実に努めます。

基本方針2：事業者のごみの減量化・資源化のための4R推進

事業活動に伴って発生する事業系ごみは、一般的には経済状況等の外的な要因に影響される傾向にあるものではありませんが、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そこで、事業者自らもごみの減量化とリサイクルに対する責任を自覚し、4Rの意識を持って取り組めるよう情報の提供や適切な指導などを行い、事業系ごみの分別、適正排出の推進に向けた取り組みを推進します。

基本方針3：4R推進のための情報発信や環境教育の推進

ごみの減量化等を推進していくためには市民及び事業者の協力が必要不可欠です。市民及び事業者が4Rに関する理解を深められるように情報を発信していくとともに、環境教育・環境学習の充実に努めます。

基本方針4：安全で安定的なごみの適正処理の維持と環境保全

自然環境にも配慮したごみのない美しいまちづくりを目指すとともに、非常時におけるごみの収集・運搬・処分に対応するため、必要な技術と設備に配慮したごみの適正処理体制の構築を推進します。

3 施策の体系

基本方針を基に実施する各取り組みとの体系は図 15 に示すとおりです。本市が掲げる 4 R の推進を意識した取り組みとして実施します。

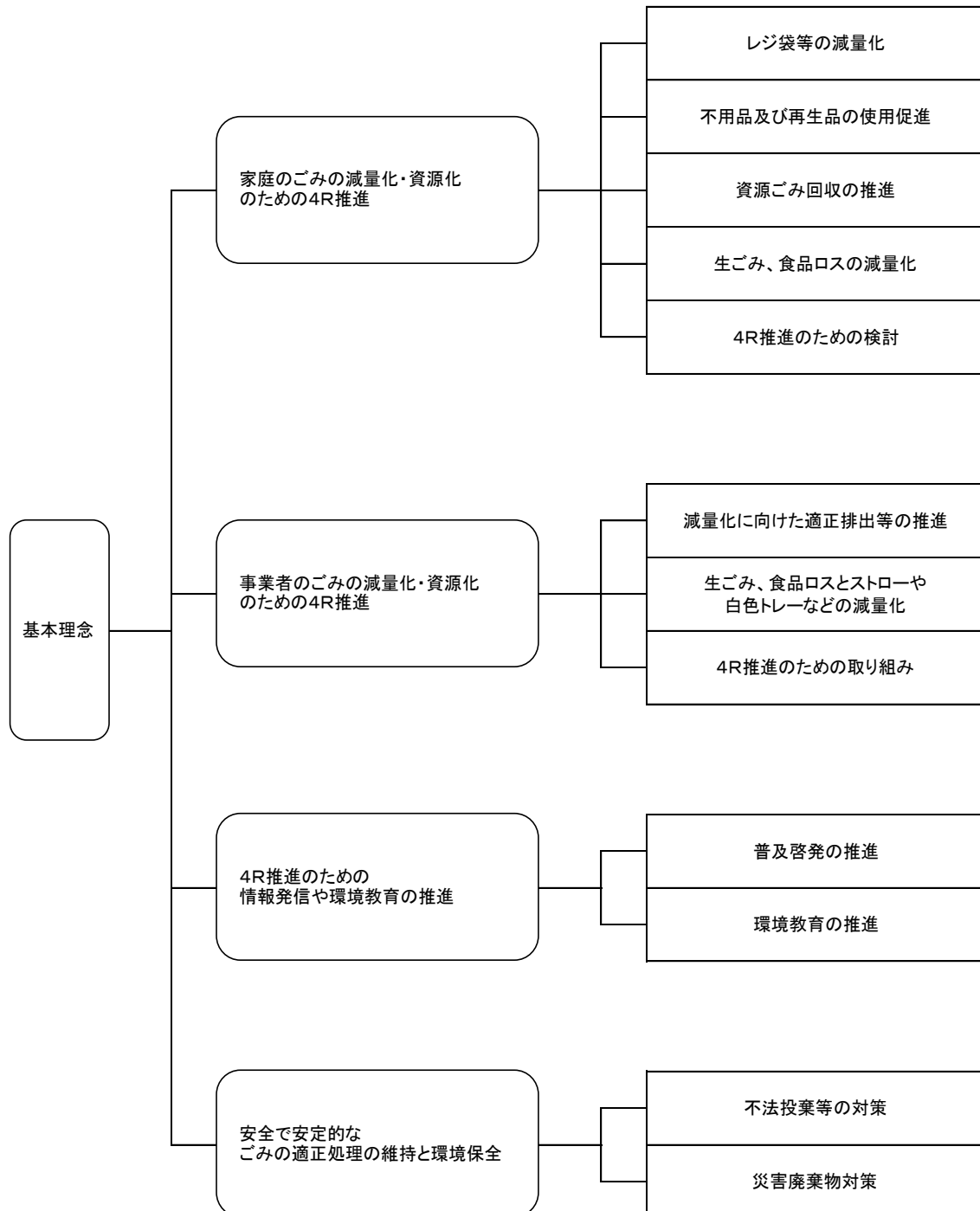


図 15 施策体系図

第3節 減量化目標達成に向けた取り組み

本市は、4つの基本方針をもとに適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、市民及び事業者の自主的な取り組みを支援し、ごみの発生抑制、再生利用及び分別収集の促進を図ることで、ごみの適正な処理による循環型社会の構築に努めます。

基本方針1：家庭のごみの減量化・資源化のための4R推進

(1) レジ袋等の減量化

家庭系ごみの中には、スーパーのレジ袋等も多く排出されていました。ごみになるレジ袋を断る(リフューズ)や、詰替え商品や必要な量だけ買い、ごみになるものを減らす(リデュース)など、使い捨て容器等の使用抑制に取り組みます。

— 主な取り組み —

① マイバッグ、マイボトルの推奨

マイバッグの利用促進を図るとともにマイボトルの普及促進の啓発等に取り組み、レジ袋や飲料容器の削減を図る。

(2) 不用品及び再生品の使用促進

フリーマーケット等の利用により不用となったものを再使用(リユース)する行動は、ごみの減量化につながるとともに、資源や環境にやさしい行動にもなります。

また、こうした不用品だけでなく、環境への負荷の少ない再生品の使用促進に取り組みます。

— 主な取り組み —

① 不用品の活用

環境事業所で開催しているフリーマーケットなど、不用品の有効活用を行う意識を広げていくことにより、生活の中でのリユースの促進を図る。

② 再生品の活用

商品の購入に際しては、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択し、トイレットペーパーや衣類などは再生品の積極的な購入促進を啓発する。

（３）資源ごみ回収の推進

燃やすごみや粗大ごみには、資源ごみとして収集可能なごみが含まれていることから、資源ごみの回収によるリサイクル推進に取り組みます。

— 主な取り組み —

① 分別排出の徹底

燃やすごみや粗大ごみに混入している資源ごみの分別を周知するとともに、適正な排出方法を啓発し、効果的な資源収集を行う。

② 拠点回収の促進

広報やホームページ、イベント等を活用し、拠点回収を行っている蛍光管及び小型家電の回収場所の周知を図るとともに、回収場所の増設に取り組む。

③ 資源ごみの集団回収実施団体の育成と支援

4 R 市民会議と協働し、地域の子ども会や自治会など集団回収を行っている実施団体を奨励するとともに啓発物品を配布し、団体の拡大と回収実績の把握に努める。

（４）生ごみ、食品ロスの減量化

生ごみ、食品ロスを削減するために、市民に対して調理くずや副菜などの再調理（リメイク）、必要なものを必要な分だけ購入することや家庭内での「使いきり・食べきり・水きり」の“３きり”の啓発などに取り組みます。

— 主な取り組み —

① 調理くずを減らす（使いきり）

組成分析調査において、厨芥類に占める調理くずが多かったことから、食材を使いきる買い物と調理の工夫等についての啓発を行う。

② 食品ロスの削減（食べきり）

組成分析調査において、手付かず食品や食べ残し等が全体の 8.2%を占めていることから、食材を残さず食べきりよう啓発を行い、フードドライブなど、食品を廃棄しない取り組みについて調査検討を行う。

③ 水切りの徹底（水きり）

調理くずの水分が課題となっていることから、家庭内での生ごみのひと絞り等を意識的に実行できるよう啓発を行う。

(5) 4 R推進のための検討

3 Rに「リフューズ：断る」を加えた4 Rについて周知を進めるとともに、先進事例等の調査や実施している施策の効果について点検・評価・見直しを行い、4 Rの推進のために必要な調査検討を行います。

— 主な取り組み —

① ごみ処理手数料の検討

粗大ごみの一部有料化については、平成 29 年 10 月から実施していますが、今後も実施状況及びその効果について点検・評価・見直しを行い、4 Rの推進と周知やごみの発生抑制、一定の受益者負担の観点などから、調査検討を行う。

② 再生利用可能なごみの分別

再生利用可能なごみを分別することにより資源として有効活用できるものについて、再生利用の先進事例等を調査研究し、取り組みが可能なものについて検討を行う。

③ 先進事例の調査

実生活の中で分別したものが、リサイクルされて還ってくることを身近な体験として実感できるような取り組みについて調査検討を行う。

基本方針2：事業者のごみの減量化・資源化のための4R推進

(1) 減量化に向けた適正排出等の推進

事業系ごみを排出する事業者や収集を行う許可業者へ減量化に向けた指導等を行うとともに、本市自らの取り組みも推進し、減量化に努めます。

— 主な取り組み —

① 排出事業者への指導

事業者毎の排出状況に基づいた指導・啓発などを行い、事業者による計画的なごみ減量化の促進をはかる。

② 許可業者への指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対して排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導に取り組む。

③ 処理費用負担適正化の検討

周辺自治体との連携を密にしながら、処理費用の現況に則した適正化について調査検討を進める。

④ 本市が取り組むごみ減量化の推進

環境マネジメントシステムを推進し、公共施設等でのごみ減量化に取り組むとともに、職員への減量意識の徹底を図る。

(2) 生ごみ、食品ロスとストローや白色トレイなどの減量化

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売事業者や外食産業の事業者に対して、食べ残しの削減など減量化に向けた働きかけに取り組めます。

— 主な取り組み —

① 食品ロスの削減

市内のスーパーや飲食店、企業等に対して食品ロス削減への関心を広げる働きかけに取り組む。

② ストローや白色トレイなどの削減

市内のスーパーや飲食店、企業等に対してプラスチック製のスプーンやストロー、白色トレイなどの削減への関心を広げる働きかけに取り組む。

(3) 4 R推進のための取り組み

4 R の推進のために必要な先進事例等の情報収集に併せて事業者への働きかけを進めます。

— 主な取り組み —

① ごみになるものを減らす（リデュース）

リデュースにつながる、詰替え商品や簡易包装商品の積極的な販売等について情報収集と啓発に取り組む。

② 分別排出の徹底

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売事業者等に対して、魚あら等資源の再生利用（リサイクル）を適正に行うように分別の徹底を図るよう啓発する。

基本方針3：4R推進のための情報発信や環境教育の推進

(1) 普及啓発の推進

さまざまな場面を活用し、ごみの発生抑制・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する情報提供を行います。

主な取り組み

① 多様な媒体や場面を活用した情報提供

広報や自治会の回覧板、本市のホームページなどインターネットの活用のほか、出前講座など、本市におけるごみ関連情報をわかりやすい方法で提供する。

② 環境事業所フリーマーケットなどのイベントでの啓発活動

環境事業所フリーマーケットの開催や環境フェスタなどの事業における啓発活動の機会を増やす。

③ ごみ出しマニュアルの作成・全戸配布

収集業務における点検・評価・見直しの中で、ごみの分け方・出し方を分かりやすく周知するために、「ごみ出しマニュアル」の内容を必要に応じて見直すとともに、全戸配布を行う。

(2) 環境教育の推進

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、出前講座の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

主な取り組み

① 生涯学習の場での環境学習の充実

地域での出前講座やその他の講習会等で、ごみの出し方だけでなく、ごみ減量化の方法についても積極的な啓発を行う。

② ごみ処理施設等の施設見学会の実施

市民に、排出されたごみの行方について関心を持ってもらうとともに、施設を正しく認識してもらうために、気軽に四交クリーンセンター等の施設見学ができる環境づくりに取り組む。

③ 学校教育の場での環境教育の充実

環境に関する出前講座等を行い、4Rについての関心を持ってもらうとともに、積極的に職業体験を受け入れることで、ごみ減量やリサイクルについて学習してもらう。また、教育委員会と協力して、教員による環境教育を支援していく。

基本方針４：安全で安定的なごみの適正処理の維持と環境保全

（１）不法投棄等の対策

ごみの不法投棄やポイ捨てによる環境汚染を防止し、不法投棄のないきれいなまちを目指します。

主な取り組み

① 不法投棄のパトロール強化

不法投棄対策としてパトロールを強化するとともに、民間事業者とも不法投棄監視に係る協定を結んでおり、引き続き官民で連携したパトロールを実施していく。

② 地域住民等との協働による不法投棄防止活動

放置された不法投棄は、次の不法投棄をまねくことになるため、警察との連携を強化するなど、不法投棄多発地帯においては地域と行政が連携して清掃美化に努め、不法投棄しづらい場所に変えていくよう取り組む。

③ 海洋プラスチック対策

不用意にポイ捨てされたレジ袋やペットボトルなどによる海洋プラスチック問題については、「交野市プラスチックごみゼロ宣言」に基づき、マイバッグキャンペーンやポイ捨て防止などの啓発活動により、使い捨てプラスチックの削減等、プラスチックごみゼロの実現に向けて取り組む。

（２）災害廃棄物対策

震災や風水害等に伴い発生した災害廃棄物の処理について検討を行い、適切な計画の策定に向けた検討を進めます。

主な取り組み

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物の発生時に適正かつ迅速に対応する為、災害廃棄物の発生量、必要となる仮置き場条件抽出等、収集運搬から最終処分方法等を示した「交野市災害廃棄物処理基本計画」の策定を含め、具体的な対応方法を検討する。

② 周辺自治体との協定

東大阪ブロックや生駒市といった近隣団体との相互支援協定のほか、地震災害等局地的な災害への備えとなる広範な圏域での協力体制の構築についても取り組む。

③ 民間事業者との災害時の収集運搬の協定

一般廃棄物収集委託業者とは災害時の収集運搬の締結をしているが、許可業者との締結についても検討を進める。

第4節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画における取り組み

「ごみ収集業務のあり方」について、「ごみ収集業務調査検討委員会」での内容を踏まえ、安定的な業務遂行を確保し、より一層効率的・効果的な運営を図るため、収集コースの見直しや退職者数の推移、直営と民間委託のバランスを考慮し、民間活力の導入について検討を進め、市民サービスの低下がないよう適切な業者管理を行います。

また、超高齢化や人口減少などによる新たな市民ニーズも予測され、このような社会変化にも柔軟に対応できる市民に寄り添ったごみ減量施策の推進を図り、市民サービスの拡充等を検討します。

効率的かつ安全・安定的な収集業務を行うためには、実際の収集作業や現地確認等による蓄積された知識や経験による効率性の高い収集コースの作成が必要となります。このような日々の収集業務における知識と経験（技術）を活かした業者指導の実施、また災害時等の有事の場合、初動での対応や効率的な収集、また他市等への応援要請の際にも適切な指示と対応が必要となるため、一定の直営収集業務が果たすべき役割について検討を進めます。

主な取り組み

① 収集・運搬体制の整備

収集量の変動などにあわせ、収集回数や排出区分については、適宜必要な見直しを行う。なお、令和2年度から5年間については、燃やすごみの民間委託の割合を16%程度に拡大するとともにペットボトル・プラスチック製容器包装のすべてを民間委託に移し、その効果検証に努めるものとする。今後も直営から民間委託への段階的な移行を含めた収集運搬体制については、継続して調査検討を行う。

② 違反ごみへのシール貼付、取り置き継続

違反ごみには、違反理由を明らかにしたシールを貼付し、啓発のために収集せずに取り置きすることを継続して行う。

③ ごみステーションの適正管理

ごみステーションについては、利用者等による清潔・安全かつ適正な維持管理を支援する。

④ 環境負荷の少ない収集・運搬の推進

環境負荷の低減を図るため、収集・運搬車両への低公害車の導入の検討や、エコドライブの実践に努める。

⑤ まごころダイレクト収集の継続

申請に基づき、自らごみステーションまで排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等に対して、玄関先まで収集に伺っている戸別収集を今後も継続していく。

⑥ 在宅医療廃棄物収集の継続

在宅医療廃棄物の処分に困っている方を対象に、プライバシーに配慮しながら行っている戸別収集（玄関先か手渡し）を今後も継続していく。

⑦ 事業系ごみ適正排出の管理

事業系ごみについては、排出事業者及び収集運搬許可業者に対して分別の徹底を図るよう周知徹底するとともに、必要に応じて搬入物検査を実施し、違反事業者に対しての指導も引き続き行っていく。

⑧ 資源ごみの収集サービスの向上と抜き取りの監視

令和2年度から「空き缶・空き瓶・乾電池等」及び「新聞紙・雑誌・段ボール等」の収集回数を月1回から月2回に拡充し、市民サービスの向上に取り組む。また、本市が収集している資源ごみの抜き取りについては警察との連携を継続し、パトロールを強化するなど、抜き取りの防止に努める。

2 中間処理計画

(1) 中間処理計画における取り組み

収集されたごみについては、中間処理施設（四交クリーンセンターおよび北河内4市リサイクルプラザ）で環境保全に配慮した適切な処理を行うとともに、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルによる資源やエネルギーとしての再利用を推進します。

主な取り組み

① マテリアルリサイクルの推進

分別収集された資源ごみや粗大ごみを、四交クリーンセンターのリサイクル施設及び北河内4市リサイクルプラザにおいて中間処理を行い、指定法人または民間再生事業者等による再生利用を推進する。

② サーマルリサイクルの推進

四交クリーンセンターの熱回収施設において、発電設備による熱エネルギーの有効利用を支援する。

③ 中間処理施設の安定稼働と長寿命化への取り組み

各施設組合における環境保全に配慮した施設の適正な運転・維持管理のための計画的な点検・補修整備の実施や、施設の保全及び長寿命化を支援する。

④ リサイクルシステムの安定化

資源回収業者やリサイクル製品製造業者等、リサイクル関連事業者と効率的な連携をはかり、再生利用の推進に努める。

3 最終処分計画

(1) 最終処分計画における取り組み

最終処分場における埋立処分は、廃棄物処理における最終工程と位置づけられますが、市内において最終処分場を確保することは困難となっており、四交クリーンセンターから発生する焼却灰及び処理灰については、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）等の最終処分場で埋立処分を行っています。そのため、発生抑制・再生利用の推進及び中間処理での減量化等を行い、最終処分量を可能な限り削減するものとします。

なお、四交クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物についても引き続き、適正な埋立処分場を保有する事業者及び自治体の協力確保に努め、適正な最終処分に取り組みます。

主な取り組み

① 最終処分場の確保

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）事業への参画継続や、最終処分場を保有する事業者や自治体との連携を密にし、最終処分場の確保に取り組む。

② 最終処分量の削減

ごみの発生抑制・再生利用の推進や中間処理による減量化等を進めることにより、最終処分量を削減する。

第5節 計画の推進

1 計画推進体制

(1) 行政組織体制の見直し

計画を実現可能なものとするために、行政組織体制の構築は必要に応じて見直すなど、柔軟に対応します。

(2) 組合との連携・協力

中間処理を行っている各組合との連携・協力を、他の組合構成市とともに積極的かつ計画的に取り組みます。

2 計画の進行管理

減量化目標を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要であることから、図 16 に示すような計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで、減量化目標の達成を目指します。

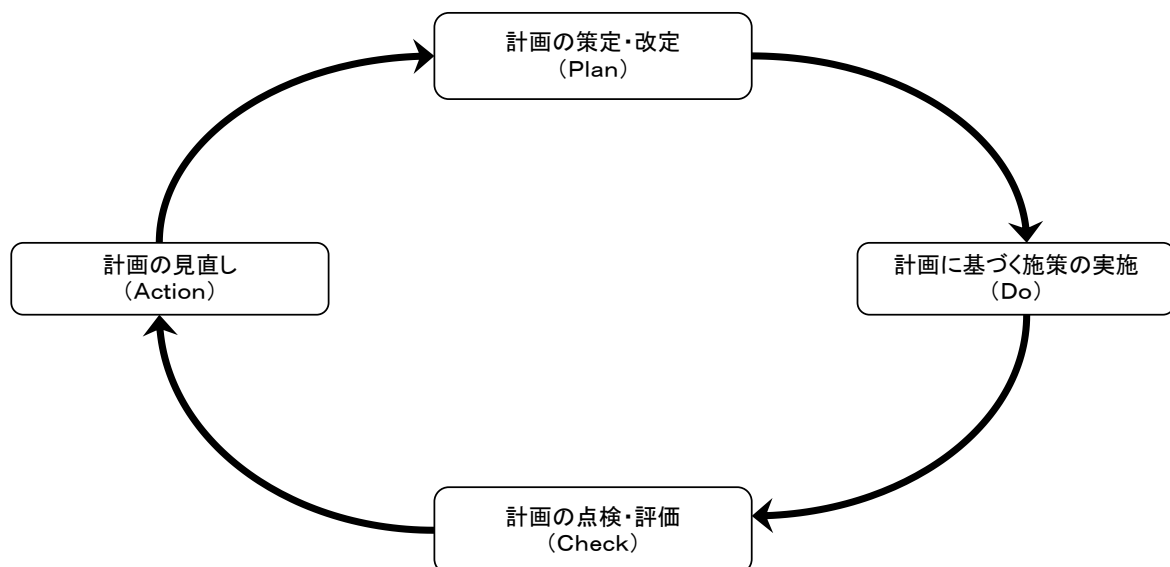


図 16 PDCAサイクルのイメージ